

令和2年（2020年）5月5日

保護者様

真庭市立余野小学校
校長 難波 光広

臨時休業措置の解除について

新型コロナウイルス感染拡大防止対策に伴う臨時休業措置については、お子さんの健康と安全を守るために、様々な配慮をいただいておりますことに感謝申し上げます。

さて、真庭市教育委員会の通知により、真庭市立余野小学校では下記の通り臨時休業を解除しますので、登校再開に向けた準備についてよろしくお願いいたします。

なお、今後の状況変化により対応等の変更がありうることを申し添えます。

記

- 1 学校再開日 5月7日（木） 通常通り（給食も実施します）
- 2 学校での配慮事項
 - (1) うがい、手洗いを徹底します。
 - (2) 学校・スクールバスにアルコール消毒液を設置し、教室やトイレ等、特に多くの人が手を触れる場所は消毒実施をします。
 - (3) 毎時間後必ず教室の換気を行います。
 - (4) 子どもが密集する活動は極力回避します。マスク着用をお願いします。
 - (5) 登校後に健康観察を行います。（家庭での検温をお願いします）
 - (6) 学校内での密閉空間、密集場所、密接場面（三つの密）の重なりを避けます。
 - (7) 儀式、集会等は出来るだけ簡素化し、必要最小限で行います。
 - (8) 日常生活における抵抗力を高める生活指導を進めます。
 - (9) 給食前の手洗い、席の配置の工夫等、喫食時の衛生指導を徹底します。
 - (10) 部活動実施の際は、感染症対策に努めます。
 - (11) 学校職員の健康管理、健康観察を徹底します。（発熱時等は勤務しません）
- 3 お願い
 - (1) 学校登校前にお子さんの健康状態の把握をお願いします。風邪症状や37.5度以上の熱がある場合は登校させないでください。（欠席扱いとはなりません）
 - (2) 感染症予防のため保護者の判断で登校を取りやめる場合は、事前に連絡をお願いします。（欠席扱いとはなりません）
 - (3) 別添「学校再開にあたって」を参考にお子さんの健康管理をお願いします。

【参考】

学校再開の判断について （真庭市教育委員会の通知より）

臨時休業解除の理由

- （１）緊急事態宣言が延長される方向にあるが、今後も地域を越えた移動自粛が継続されることは、児童生徒の感染リスクの低減につながる。
- （２）新型コロナウイルスを巡る状況は地域ごとに違う。
 - ①新型コロナウイルス感染症が地域内でまん延するという状況にない。
 - ②真庭市は中山間地域であり、人との接触機会は比較的少ない。
- （３）教育行政と学校は、可能な限り児童生徒の教育を受ける権利の保障を追求する必要がある。
- （４）国の専門家会議提言では、新型コロナウイルス感染症が長期化する見通しの中で、対策を進めながら、地域の実態を踏まえて児童生徒の学びを追求することを求めている。
- （５）真庭市内でも学校ごとに状況が違い、校長の主体的判断による学校運営を支援する。